

- 1 落札者は、落札決定後7日(県の休日を除く。)以内に契約を締結しなければならない。
- 2 契約保証金に関すること
 - (1) 契約金額が120万円以上の場合
福岡県財務規則第170条の規定により減免される場合を除き、同規則第169条の規定により契約保証金(契約金額の10/100以上)又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。
(保証手段) ①契約保証金の納付 ②国債等の有価証券の納付 ③銀行等、确实と認められる金融機関の保証 ④保証事業会社の保証 ⑤履行保証保険 ⑥履行ボンド(付保割合が10%のもの)
(契約保証金の免除)
過去2年の間に完了した官公庁(国(公団を含む。))・都道府県・市町村)元請の業務で、その種類及び規模を今回の業務とほぼ同じくする(契約金額の8割以上)業務委託契約の履行証明が2件ある場合は、契約保証金を免除する。
 - (2) 随意契約による120万円未満の契約の場合は、原則として契約保証金を免除する。
- 3 契約金額50万円以上のものについて、保証事業会社の保証があるときは、予算の範囲内で契約金額の3/10以内(消費税含む、原則千円未満切捨て)の前金払をする。
- 4 個人事業者に対する源泉徴収について
設計、測量、工事監理業務委託等、所得税法上、源泉徴収する必要がある場合には定められた額の控除を行う。
※ 源泉徴収する額・・・100万円までは10%、100万円を超える部分は20%。
※ 支払調書(写し)が必要な場合は、その旨申し出ること。
- 5 落札者が契約締結前に指名停止になった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しないものとする。